

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2018.Aug
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団 Vol.26

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL:0952-25-3121/FAX:0952-25-3123



第26回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団副幹事長 花島 敏雅

7月20日の弁論期日は1万3000人の原告で迎えました。裁判は再稼働差し止め処分事件で酷い決定を出した立川裁判長から変わった達野裁判長の下で開かれました。達野裁判長は意見陳述にも良く耳を傾け書面も読んでいます。この日の向原祥隆さんの意見陳述が素晴らしく傍聴席から拍手が起こりました。すると達野裁

判長が拍手を制止したのでえらい緊張しているなど受け止めました。しかし後で合点が行きました。

7月4日名古屋高裁金沢支部の大飯原発3,4号機の差し止め訴訟判決で、再稼働差し止めを認めた福井地裁の樋口判決を破棄して、住民側の訴えを棄却し再稼働を容認した内藤裁判長の判決があまりに酷い内容だったために、傍聴席からヤジと怒号が起こり裁判所が何も制止できないという見苦しい事態が生じていました。最低最悪の判決だったのでヤジと怒号が起こるのもやむを得ないと思いましたが、それが報道され裁判所内で問題になっていたからでしょう。

さて、達野裁判長はお互いの主張を戦わせる段階から、それを証人尋問等で裏付けていく立証段階にきているとの認識を持っているようです。そこで、弁護団は8月下旬に集団合宿をして、勝訴に向けて、今後の裁判の進行と法廷外の運動課題について、議論することにしています。闘いは正にこれからです。

第26回 口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



原告側は、基準地震動、過酷事故対策の不備、新規規制基準の不合理性についての準備書面を提出しました。そのうち、基準地震動については、島崎邦彦東大名誉教授の意見を正確に理解するように主張しました。すなわち、同氏は、「電力会社が基準地震動を策定する時に採用している入倉・三宅式は事前に分かっている情報(地表面上の活断層の長さ)から地震モーメントを求めると、事後に起こった実際の地震において地震モーメントが過小評価となり、平均で実測値の約3分の1になる」「入倉三

宅式は地震の事後に分かる震源断層の面積から地震モーメントを求める場合にはほぼ観測記録に符合するが、事前予測では地表面上の活断層の長さしか与えられていないので正確性は担保されておらず、事前予測である基準地震動の策定に用いるのは適切ではない」旨述べているのです。

他方、九電からは、阿蘇カルデラの破局的噴火の可能性は十分小さいこと、火山噴火の火山灰について十分な対応を採っているとの主張をしました。次回、原告側は、火山に関して反論する予定です。

また、意見陳述は、向原祥隆氏(反原発かごしまネットワーク事務局長)が行いました(2ページ参照)。

目次

口頭弁論を終えて、ココがポイント.....	1
意見陳述 向原祥隆さん.....	2
団長コラム.....	5

再生可能エネルギーから作った電気を選びたい!	6
大飯高裁判決傍聴記.....	7
今後の日程ほか.....	8

意見陳述



原告 向原 祥隆さん(反原発・かごしまネット 事務局長)

1 利害から独立し、より安全側に立った判断を司法に望む

私は、今から25年前、東京から生まれ故郷の鹿児島市にUターンして、現在、南方新社という出版社を経営しています。この鹿児島の自然の中でゆっくり暮らそうとUターンしたのですが、川内原発が気になって仕方ありませんでした。以降、原発問題に注目してきました。

今年61歳になる私が初めて原発の存在を意識したのは、京都大学1回生の頃、講義で市川定夫先生(後の埼玉大学教授)の話聞いたときです。当時、京都の北に位置する若狭湾では、原発が次々に建設されていました。

市川先生は放射線による染色体異常を研究していて、原発周辺のムラサキツユクサの雄しべの毛に、突然変異が多いことを発見しました。原発周辺では突然変異が多く、原発から遠く離れるにしたがって突然変異が少なくなる。これは、原発周辺の人間にガンを発生させることを示します。原発利用に、大きな警鐘を鳴らすものでした。

実際、原発は運転中、放射能を放出しています。川内原発で言えば、温排水に混入してコバルト60などを1、2号機合わせて年間184億ベクレル、排気口からはキセノンやクリプトンなど放射性希ガスを、その10万倍放出しています(原子炉設置許可申請書より)。

ムラサキツユクサで予見された原発周辺地域でのガン多発は、その後、ドイツでの白血病多発、アメリカでの乳がん多発など、世界各地で報告されています。

ここで不思議に思うのは、人の生命の安全を警告する情報がありながら、それを無視して原発が

稼働し続けているということ。国や地方自治体の政治は住民の生命の安全を第一に考えるべきではないのか。原発から放出される放射能による健康被害があるという意見と、ないという意見の双方があれば、政治は安全側に立つべきではないのか。健康被害があるという報告の根拠が完全に否定されるまでは稼働を認めない、と政治が判断するのは当然のことだと思います。

ところが、そうではない現実がある。なぜでしょうか。

例えば、川内原発の立地する薩摩川内市長は選挙で選ばれます。原発で潤う原発関連会社や土建会社が動かす票数は多く、それを頼って市長は当選する構図があります。市長は世話になった原発関連会社や土建会社の利害に縛られます。こうして、政治においては、冷静な判断が置き去りにされていくのです。

この構図は、より上位の県政、国政でも同様です。私たちが司法に、より安全側に立った冷静な判断を期待する理由も、ここにあります。

ただ注意しなければならないのは、政治はその目的のためには、科学をも利用するということです。批判にさらされると、政治は科学を装った、あるいは中立を装った機関を設置します。かつての原子力安全・保安院がそうでした。科学的に厳正にチェックしてきたはずが、現実には福島事故を未然に防ぐことはできませんでした。現在、原発の再稼働の審査を担当している原子力規制委員会も、そうでないと言い切れるでしょうか。

そもそも、原子力規制委員会は、原子力利用を前提としています(原子力規制委員会設置法第1条)。そして、委員長及び委員の任命権者は内閣総理大

臣です(同法第7条)。これまで2名の委員長、および委員らを任命したのは、いずれも原発を推進する立場の安倍晋三内閣総理大臣でした。これをお手盛りと称し、原子力規制委員会を、単にお墨付きを与える機関と見ることもできるのではないのでしょうか。

あらゆる利害から独立して、司法には冷静に判断してほしい。司法の独立と、より安全側に立った判断を切に望みます。

2 福島事故以前と変わらぬ九州電力の安全軽視の体質

福島第一原発事故は未曾有の被害を生み出しました。十数万人を避難させ、7年経った今でも数万人が未だに帰還できません。しかし、これも不幸中の幸いだと認識しなければならないと思います。福島原発から飛散した放射能は偏西風によって、9割が太平洋に飛んだと言われます。これが9割が内陸に向かっていたら、福島では10倍の被害に襲われたでしょう。

川内原発にしても、玄海原発にしても、大事故が起きたら、放射能の9割が偏西風によって人の住む陸地に飛んでいきます。被害は福島の段では済まないでしょう。

福島では4号機の使用済み燃料プール崩壊の危機もありました。当時の菅直人首相は、原子力委員長近藤駿介氏が半径170km以内で強制移住、東京都の大部分を含む半径250km以内で避難が必要となる可能性がある」と指摘したことを受けて、東日本5000万人の避難を想定していたと言います。

また、東電の清水正孝社長は、作業員の全面撤退を申し出ています。その通り実行されたら、紛れもなく東日本壊滅の事態に立ち至ったでしょう。

このまさに国家レベルの危機を目の当たりにして、電力会社の意識は変わったのでしょうか。安全より再稼働ありき、つまり利益重視の姿勢は変わっていません。

典型的な例があります。

九州電力は2013年7月8日、川内原発1、2号機再稼働の申請書を原子力規制委員会に提出しました。その4カ月前、2013年2月1日、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は川内原発近くの3つの活断層、甑断層、甑海峡中央断層、五反田川断層について新しい調査結果を発表しました。いずれの断層の長さも、それまでの九州電力評価を大きく書き換えるもの。例えば、甑海峡中央断層は長さで2.4倍、地震の規模も九州電力想定11倍でした。議事録を入手した西日本新聞は「九電断層評価を酷評―地震調査委 川内原発 信頼性に疑問符」と、大きく報じています(西日本新聞2013.6.21)。それほど酷いものだったということです。

ところが、あろうことか、地震調査委発表の4カ月後の7月、九州電力は、旧来の自社断層評価のまま再稼働申請したのです。地震調査委の厳しい断層評価を無視し、それまでの甘い自社評価で再稼働の申請書を提出しました。規制庁の担当者も呆れていました。

九州電力はかねがね「安全重視、より安全側で」と発言していますが、この一つの事例をもっても、それが全くの口先だけであることが証明できるでしょう。

3 あまりに高い事故確率

例えば火山のカルデラ噴火を見てみます。一発で原発の原子炉どころか燃料プールも確実に破壊され、放射能の大惨事を引き起こすものです。鹿児島近辺では7300年前に鬼界カルデラ、3万年前に始良カルデラ、10万年前に阿多カルデラが噴火しています。9万年前には阿蘇カルデラも噴火しています。日本では(年毎の確率で)1万年に1回、カルデラ噴火が起こっていると言われています。広島高裁は阿蘇カルデラの火砕流が到達する可能性がある」と、伊方原発の稼働差し止めを命じました。一方では、「社会通念上無視できる」と運転を認める他の判決も出ています。原発事故の甚大な被害を軽視し「1万年に1回なら無視して構わな

い」と考える人もいるかもしれません。

しかし、実際は1万年に1回よりも高い確率なのです。つまり、原発は動き続け、最大60年まで運転できることになっています。さらに60年で終わりではなく、使用済み燃料の問題が残っています。六ヶ所村の再処理工場は稼働のめどはたっていない。地下埋設するという核のゴミの最終処分場は候補地すら決まっています。使用済み燃料の行き場がないことを考えると、最低限向こう100年は原発敷地に核燃料は据え置かれるとみるのが妥当でしょう。

とすると、火砕流に襲われる確率は、大まかに言うと1万分の1ではなく、1万年分の100年、つまり100分の1になってしまいます。日本に10カ所原発が動けば10分の1です。

何万分の1のはずが、稼働年数を考慮に入れたら何百分の1になり、稼働する原発が増えたら何十分の1になる。あまりに高い事故確率ではないでしょうか。

これに地震や津波、老朽化による不都合、ヒューマンエラーを考慮に入れたら、大事故の起こる確率はさらに高くなります。日本中の原発が稼働すればするほど、確率は限りなく1に近くなります。原発推進政策が続く限り、絶対に事故が起こり日本は破滅します。川内原発であれ、玄海原発であれ、大事故が起これば原発周辺に被害が限られることはありません。九州、西日本が放射能汚染によって壊滅し、膨大な経済的損失の結果、国家も破滅するのです。

4 結び

「人は見たいものしか見ない、聞きたいものしか聞かない」といいます。原発を推進しようとする九州電力、一部の首長や議員はそうでしょう。「大事故のことなど見たくもないし、聞きたくもない」「そんなことは起こるはずがない」と考え、やがて信じ込んで思考を停止してしまいます。

原子力規制委員会の田中俊一前委員長は、川内

原発の再稼働の審査にあたって「安全とは申し上げられない」と発言しながら、再稼働を認めました。思考停止を自ら表明したも同然です。

しかし、司法がそうでは困ります。

さらに言えば、時代は変わりつつあります。多くの周辺自治体が再稼働への懸念を表明する中、2015年4月22日、鹿児島地裁は社会通念を引き合いに川内原発の再稼働を容認しました。しかし、翌年の2016年7月10日、鹿児島県では川内原発の停止を公約に掲げる現知事が当選しました。原発をめぐる社会通念の劇的な変化から司法が取り残されていることを象徴する出来事です。このような変化は全国にみられ、玄海原発の再稼働に30km圏内の8つの周辺自治体のうち半数が反対を表明し、いまや全国の原発の周辺自治体の過半数が再稼働についての同意権を求めています。

佐賀地裁におかれましては、原発の危うさを直視し、危うさを指摘する専門家の意見に耳を傾けてください。そして、どうか、日本を破滅から救ってください。



玄海原発3、4号機再稼働の無謀と社長の暴言

玄海原発3号機(3月23日)、4号機(6月16日)と相次いで再稼働を始めた。通常の定期検査後の稼働と異なり、3号機は約7年間、4号機は約6年半の長い期間稼働を休止していた原発である。すでに、スリーマイル島原発事故と福島第一原発事故(フクシマ)は軽水型原子炉が実証炉でないことを示している。しかも長期間放置された原発の再稼働に際して原子炉の構造自体にメスを入れる姿勢が必要ではなかったか。少なくともバルブ・パイプ・ポンプの総点検、リングのように1次冷却水ポンプの心臓部に使われている部品の品質管理を公表して、全ての装置を解体再構成すべきではなかったか。今、3,4号機は建設以来最悪の状態稼働している。いつ事故を起こしてもおかしくない。

実証炉とは、実験炉(基礎研究)、原型炉(技術的確認)を経て、営業炉として使われる前に「安全性と経済性」の確保を検証・確認する原子炉開発段階の一つである。6月27日付けで九州電力の新社長に就任した池辺和弘氏は「原発技術の伝承は国民全体の責任だ」と述べている。実証炉段階にある玄海原発の稼働は、原発の経済性を優先する責任を国民に強いて自らは国民の生命に責任を取らない発言といえよう。このような社長は即刻退任してもらいたい。

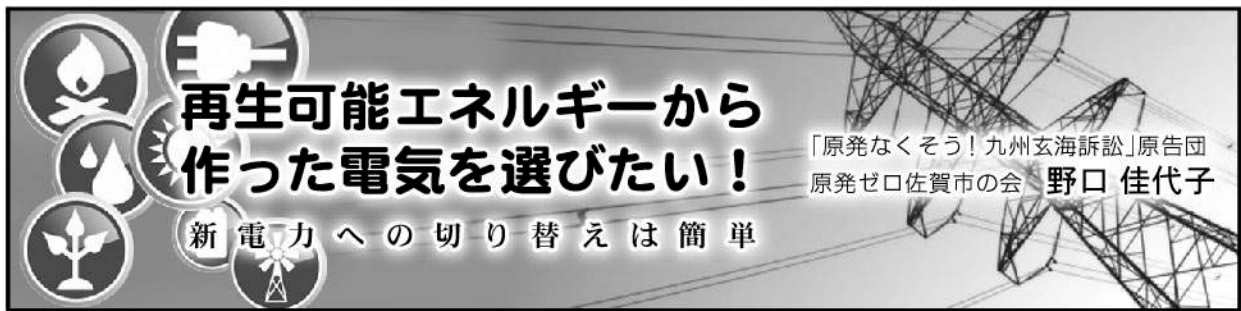
原発は巨大なエネルギーを生成するが同時に多種類且つ大量の放射性物質を生成する。原発の危険性は、放射性物質が放出する放射線が人間、生物に破局的被害をもたらす。その被害は、放射線による直接作用(外部被ばく)と放射性物質を摂取し又は吸収することにより人体に及ぼす作用(内部被ばく)である。とくに内部被ばくは微量であっても放射性物質の半減期(物質の存在が半分になる期間)が超長期間であるため被害の実態は未だ明らかにされていない。原子炉はもとより核燃料の再処理

の過程から高レベルの放射性廃棄物を保管する過程に至るまで、放射性物質を完全に閉じ込めなくてはならない。

科学技術の進歩とともに、完全に安全とは言えない航空機、新幹線、超高層ビル、海底トンネルなどの建設が行われている。安全の程度「安全性」はある種の社会契約を前提にしている。例えば、文明的な利便性を享受するために、万一、万々の事故に備えて多重の安全対策を施し、併せて損害補償を付けて計画される。計画の是非は利便性の享受者に任される。文明的利便性が安全対策と損害賠償の総額を超えると判断されたとき建設がはじまる。

日本の原発の場合、国策と経済的優遇措置のもとで電力会社が建設し、国の指導・監督の下で日常的な運営は電力企業に任せている(国策民営方式)。3.11フクシマの原子力災害の際、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)によれば事業者である東京電力に被害者に対する賠償責任が集中し、国は法的責任をとっていない。しかし国は、フクシマの惨状を見て、国会の決議によって文部科学省に原子力損害賠償紛争解決センターを設け訴訟によらず被害者救済を目的とする和解(ADR)の仲介を勧めてきた。前述のように国と東京電力は損害を与えた加害者である。その加害者が被害者の賠償額を査定して賠償額の基準を定めた。被害者に共通の精神的賠償(慰謝料)を例にとると、最大補償額は帰還困難区域の住民に対して1450万円である。日常生活の基盤を奪われ、放射能被ばくの恐怖に慄き続け、7年間の避難生活の代償としてあまりにも低い基準である。被害者はこの基準を不満として福島県を含める避難先の各地で訴訟を行っている。福島とその周辺各県が放射能汚染から解放されるためにどれだけの年月を必要とするのか、また被害の賠償総額がどれほどになるのか。誰も推測できない。

3,4号機は直ちに停止せよ！ 九州電力新社長は即刻退任せよ！



佐賀市の原告団を中心に毎月1回開かれている「原発ゼロCafé」。

7月は、再生可能エネルギーの導入に市をあげて取り組んでいる大阪の吹田市の話と、九州電力から新電力に切り替えた体験談で、おおいに盛り上がりました。

Fさん: 8年半ほど前に太陽光パネルを設置しました。オール電化ではなく、暖房器具や給湯はガスを使用。昨年10月にグリーンコープでんきに変更しました。電気料金は、ほぼ九電と同じくらいです。太陽光発電で余った分は、これまで通り九電に売電しています。切り替えるときは、コープに申込書を提出するだけで、九電への連絡や解約手続きも必要ありませんでした。

Mさん: 10年くらい前にオール電化にしました。1年前にグリーンコープでんきに変更したものの、それまでの電気代と比べてかなり高額になりました。それでも原発フリーの新電力と契約したことに後悔はありません。つい最近、オール電化でも安くなる新電力があるということを聞きましたので、試算してみようと思っています。

Rさん: 数日前にみやまスマートエネルギーに申込みをしたところです。自治体が出資して、再生可能エネルギーから作られた電気を供給するところを応援したいと考え、契約しました。電気料金は、会社のホ

ームページに料金表が掲載されていますので、試算してみましたが、ほぼ変わらないようです。8月末には、新電力に切り替わります。

Hさん: 1年ほど前に、九州電力から新電力に替えました。原発の危険性をまったく考えずに再稼働して発電する会社とはサヨナラしたいと思ったのです。

ゼロCaféでは、「手続きは簡単、料金もオール電化をのぞきほとんどかわらない、そしてなにより原発フリー」ということで、「うちも新電力にしよう!」との声が多くあがりました。

後日、オール電化でも九電とほぼ料金が変わらない新電力があることがわかり、試算してもらったところ、年間5,000円程度安くなるということです。

みなさんも再生可能エネルギーから作った電気への切り替えを検討されませんか。

低圧分野のスイッチングの状況 (2018年3月時点)

管内	▼スイッチング(大手→新電力)件数		管内	▼スイッチング(規制→自由)件数	
	自社内切替実施 [単位:万件]	率 [単位:%件]		自社内切替実施 [単位:万件]	率 [単位:%件]
北海道	27.5	10.0	北海道	2.3	0.8
東北	24.1	4.4	東北	8.8	1.6
東京	319.0	13.9	東京	95.2	4.1
中部	57.1	7.5	中部	129.0	16.9
北陸	3.7	3.0	北陸	3.3	2.7
関西	132.0	13.1	関西	68.9	6.8
中国	10.2	2.9	中国	45.4	13.0
四国	8.4	4.3	四国	12.3	6.3
九州	40.5	6.5	九州	25.5	4.1
沖縄	-	-	沖縄	0.2	0.3
全国	622.4	10.0	全国	391.0	6.3

出典:「電力小売全面自由化の進捗状況について」
2018年7月6日 資源エネルギー庁



大飯控訴審判決傍聴記

弁護士 吉田星一

本年7月4日午後3時、名古屋高等裁判所金沢支部で、大飯原発3・4号機運転差止訴訟控訴審の判決言渡し期日が開かれました。この判決言渡し期日に、椛島敏雅弁護士とともに出廷してきましたので、そのときの様子をご報告します。

私は、この訴訟が控訴審に係属してからこれまでの間に、何回か、玄海訴訟弁護団の一員として裁判期日の応援に行っていました。これまでの期日でも、原告や支援者の方々の熱気を感じていましたが、今回は、これまで以上に沢山の人が裁判所に集まり、絶対に再稼働を許さないという断固たる思いが伝わってきました。

法廷の中に入ると、そこには、期待と不安が入り混じった、なんとも言いようのない雰囲気がありました。そのような中、裁判官3人が扉の向こうから法廷に現れました。私たちが固唾をのんで見守る中、内藤裁判長が口を開きました。そして、原告らの請求を棄却する、すなわち、運転の差し止めを認めないという判決を言い渡しました。これによって、2014年5月21日に差し止めを認めた福井地裁判決(樋口判決)が取り消されることとなりました。

判決主文に続いて、裁判長が判決理由の要旨を述べ始めました。その内容は、適合性審査に合格すればそれで安全なんだという、まるで3.11事故などなかったかのような、新たな安全神話を作り上げるような、これまで出された判決の中で最も酷いといっても過言ではないものでした。

要旨を述べる裁判長の声は震えていました。要旨を記載した書面を持つ手も震えていました。「その当否を巡る判断は、もはや司法の役割を超え」、裁判長がこの言葉を述べたとき、傍聴席のあちこちから「えー！！」という驚きと怒りの声が上が

りました。裁判長がすぐに注意しましたが、当然のことながら声は止みませんでした。通常であれば、声を上げ続ける者は退廷させられるはずですが、裁判長はそれ以上何も言わず、廷吏も全く動きませんでした。それ以降、怒号が飛ぶ法廷で、裁判長はただただ要旨を読み続けました。一刻も早くこの時間が過ぎ去ってほしいと祈っているようでした。紙に印刷した文面を読み上げるだけであるはずなのに、何度も言葉に詰まり、何度も読み間違え、引っ掛かりながら、長い時間をかけて読み終えました。そして逃げるように扉の向こうに消えていきました。裁判官が去ったあとも傍聴席からは声が上がりに続けていました。

裁判長の様子から、裁判官はこの判決に全く自信がないのだということがよくわかりました。それは、「司法の役割を超え」という文言に、端的に表れています。裁判官が自らの判決に自信を持つことができなかつたのは、やはり、差し止めを求める多くの声によりプレッシャーを受けていたからだと思います。今回は残念ながら認められませんが、そこまでは押し込めているということも事実です。今回の裁判官がどこを向いていたのかはわかりません。ただ、3.11事故が起こったという事実、そして事故によって生じている被害に真正面から向き合ったとき、この声が追い風になるのだと思います。

今回の判決で、原発を止めるためにはやはり多くの声が必要なのだということを改めて実感しました。玄海訴訟1万人原告の力を余すことなく発揮できるよう、私たち弁護団も気持ちを新たに組みんでいく所存です。力を合わせて頑張っていきましょう。

カンパへのご協力! をお願いいたします!



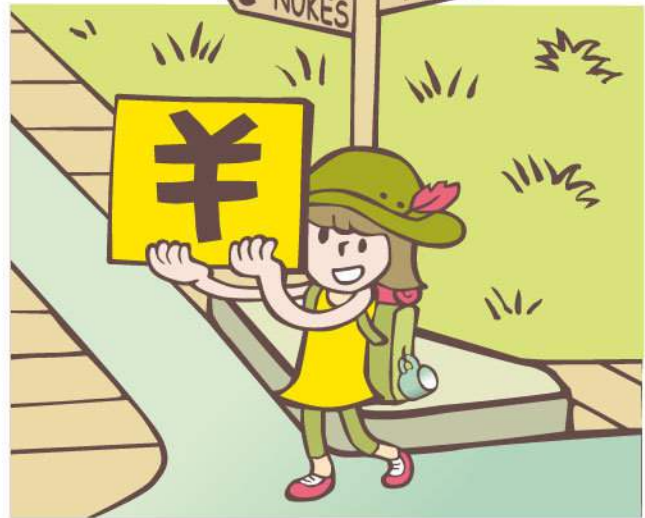
さてこのたび、裁判を維持していくためのカンパのお願いです。

何とかやり繰りをしてまいりましたが、提訴から7年目となる中長期化に伴い、例年に比べて1/5の件数の入金しかないという極めて厳しい財政であります。

カンパは強制ではございませんが、年2回ほどのご協力をお願いしているところです。

宜しくお願いします。

(玄海訴訟原告団事務局)



今後の日程

第27回裁判のご案内

10月12日(金) 14時~

※集合時間13時 佐賀県弁護士会館
模擬裁判・報告集会 会場/メートプラザ佐賀
佐賀市兵庫北3-8-40 電話0952-33-0003

第29陣追加提訴のご案内

12月20日(金)

集合時間13時 佐賀県弁護士会館
※今回の締め切りは、12月14日(金)午前

第28回裁判のご案内

1月18日(金) 14時~

※集合時間13時 佐賀県弁護士会館
模擬裁判・報告集会 会場/メートプラザ佐賀
佐賀市兵庫北3-8-40 電話0952-33-0003

玄海訴訟を支える会のご案内

支える会にぜひ、ご加入ください。原告の皆さまが原告に加わっていただいたときに、ご負担いただいた印紙代5000円は、原告団などの活動費はおろか「弁護団活動費」さえ賄うものではありません。このことをご勘案くださいます「支える会」のご支援もよろしくお祈りいたします。

☆支える会は正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。

※支える会の会費は現在、主に会報の作成・郵送料、集會会場費や専従事務局の人件費、事務所の維持管理費などに使っています。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込
口座記号番号 …… 01760-6-90732
名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイゲンバツソウショウヨササエルカイ)
▼他行からの振込
店名(店番) …… 一七九店(179)
口座番号 …… 0090732

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2018年8月31日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123